衆議院議員鈴木庸介提出高額療養費制度の見直しに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出登録有形文化財制度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博提出スパイクタンパク質の毒性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博提出抗原原罪に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博提出新型コロナワクチンのＤＮＡ汚染問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博提出医師及び製薬企業からのワクチンの副反応報告の実態に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博提出レプリコンワクチン開発における政府の対応等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博提出「世界最高水準のカジノ規制」の方向性に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十五日内閣から次の報告書を受領した。
地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況報告書
小規模企業振興基本法第十三条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく小規模企業振興基本計画の変更の報告

議員表彰

三月二十五日赤嶺政賢、阿部知子、梶山弘志、松原仁、大島敦、平井卓也、松本剛明、長妻昭、金子恭之、塩川鉄也、山井和則、松野博一、細野豪志及び小渕優子は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

参議院

議事日程

三月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号
令和七年三月二十六日（水曜日）
午前十時開議
第一　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出第九号）
第二　公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出第一〇号）
第三　半島振興法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第四　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案付託

三月二十五日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一八号）
議院運営委員会に付託

質問主意書提出

三月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。
「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七〇号）
デジタル・ポジティブ・アクションに関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第七一号）

答弁書受領

三月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員福島みずほ提出日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問に対する答弁書（第五五号）
参議院議員柴田巧提出軌道法に関する質問に対する答弁書（第五六号）
参議院議員浜田聡提出公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問に対する答弁書（第五七号）
参議院議員浜田聡提出指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問に対する答弁書（第五八号）

報告書提出

三月二十五日委員長から次の報告書を提出した。
公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第九号）審査報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一〇号）審査報告書
半島振興法の一部を改正する法律案（衆第一六号）審査報告書
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）審査報告書

報告書受領

三月二十五日内閣から、地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく「地方財政の状況」の報告を受領した。
また、同日内閣から、小規模企業振興基本法第十三条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく小規模企業振興基本計画の変更の報告を受領した。

人事異動

内閣

（大臣官房参事官）財務事務官　藤井　大輔
米州開発銀行総務会第六十五回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
米州投資公社総務会第三十九回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は令和七年四月十三日までとする

（横浜地方裁判所判事補兼横浜家庭裁判所判事補・横浜簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　村上ゆりあ
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）同　亀井　奨之
（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補・宮崎簡易裁判所判事）同　西田　篤史
兼官を免ずる（各通）（以上三月二十五日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　渡瀬　友博
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部情報課付）１等空佐　坂本　大地
内閣事務官に兼ねて任命する
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）を命ずる
内閣官房副長官補付に併任する（三月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、バングラデシュの独立記念日につき、三月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

留萌川水系、富士川水系及び筑後川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和七年三月十四日に、留萌川水系、富士川水系及び筑後川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年三月二十七日
国土交通大臣　中野　洋昌

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

四国運輸局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月27日
四国運輸局長　河野　順

１．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「191,800円」を「199,800円」に改める。
２．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「203,300円」を「213,300円」に、「199,300円」を「205,800円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月26日から効力を生ずる。